

ID: 30

担当部署: 町民環境課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	柴田町手数料条例 第8条		
例規番号	平成12年条例第5号		
【基準】 第8条の規定による。 (過料) 第8条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日